

「学校いじめ防止基本方針」

北海道礼文高等学校

令和7年 4月

学校いじめ防止基本方針

北海道礼文高等学校

1. 学校いじめ防止基本方針

「いじめ」は、生徒指導上の喫緊の課題であり、インターネット等情報技術の発達により複雑化・潜在化している。こうした状況の中、すべての教職員が「いじめ」に取り組む基本姿勢について十分に理解し、この問題に組織的に取り組むことが求められている。本校では、「いじめ」の未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な考え方を確認し、この問題に学校全体として適切に対処するために「いじめ防止基本方針」を策定する。

2. いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒達に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的・物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、人間関係上のトラブルとされてきたものも、いじめの定義に基づき本人の心身の苦痛の訴えをもとに「いじめ」として認知する。重大事態やそれに近い状態から対処するのではなく、それにつながる初期段階からいじめとして対処することにより、いじめられる生徒・いじめる生徒がともに、通常の学校生活が送れるようにする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が苦痛を与えた行為が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもおり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。

② いじめの要因

- | | |
|------------------|------------------|
| ● 心理的ストレス | ● 遊び感覚やふざけ意識 |
| ● 集団内の異質な者への嫌悪感情 | ● 金銭などを得たいという意識 |
| ● ねたみや嫉妬感情 | ● 被害者になることへの回避感情 |

(4) いじめの内容

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たすことが必要になる。

① いじめの行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（ネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者や対策組織の判断により、長期の期間を設定する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

本人・保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか確認をする。

3. いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 ※いじめ防止等対策委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙2 ※いじめ防止等対策委員会の設置

4. いじめの予防

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり（学級経営、HR）
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・HR活動における望ましい人間関係づくりの活動（ステップアッププログラム）
- ・ボランティア活動の充実（全島一斉クリーン作戦（町研）、C&G作戦（生徒会））
- ・各教科における日常的な道徳教育の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（個人面談6月・12月、健康相談5月・11月）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催（性に関わる教育、生活安全教室）

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

いじめの早期発見

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙 3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙 4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（5月、10月）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

5. いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度を堅持するとともに、いじめている生徒の内面を把握し、他人の痛みを理解できる指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめている人の否定ではなく、感情の対処としてとった行動が許されないことであることの説明を丁寧に行う。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決し、よりよい人間関係を形成しようとする力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- ・重大事態にしないための対応していることの説明を丁寧にする。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・重大事態にしないための対応していることの説明を丁寧にする。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関を連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

① 教育委員会との連携（宗谷教育局、礼文町教育委員会 高校支援室）

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法。
- ・関係機関との調整。

② 警察との連携（稚内警察署 船泊駐在所）

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる。
- ・犯罪等の違法行為がある場合。

③ 福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言。
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握。

④ 医療機関との連携（礼文町船泊診療所、稚内市立病院）

- ・精神保健に関する相談。
- ・精神症状についての治療、指導・助言。

6. ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り。
- ・関係機関からの注意喚起や啓発資料の情報提供を一斉メールにて行う。

② 情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実。

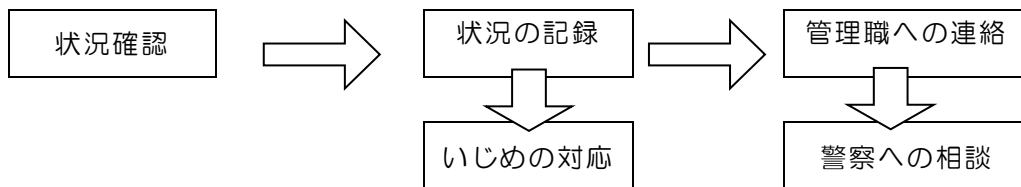
③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握。

- ・被害者からの訴え。
- ・閲覧者からの情報。
- ・ネットパトロール。

② 不当な書き込みへの対処



7. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。
- ・身体に重大な障害を負った場合。
- ・高額の商品を奪い取られた場合。

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合。
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

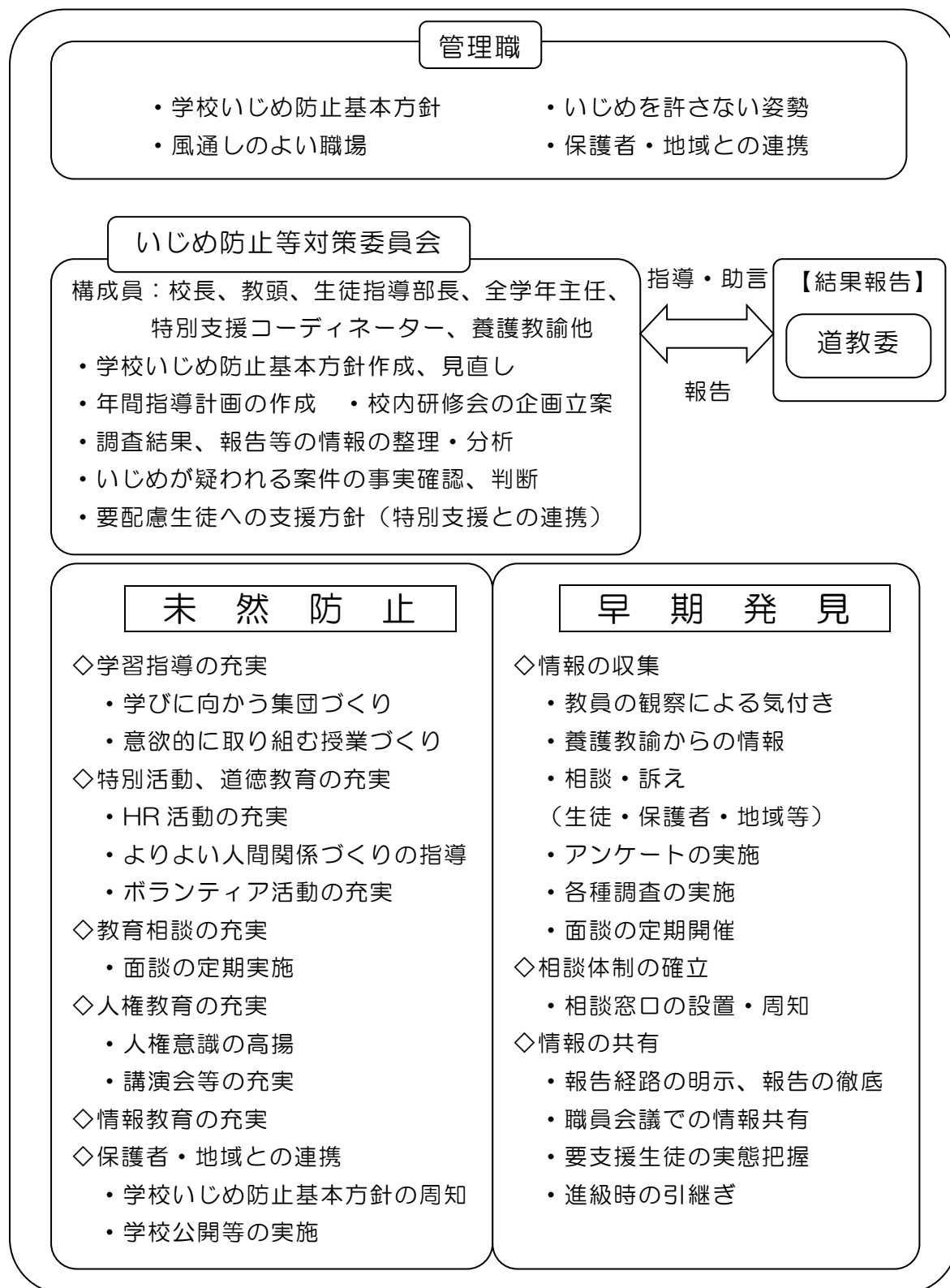
(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに道北支援チーム員の支援を得て解決にあたる。

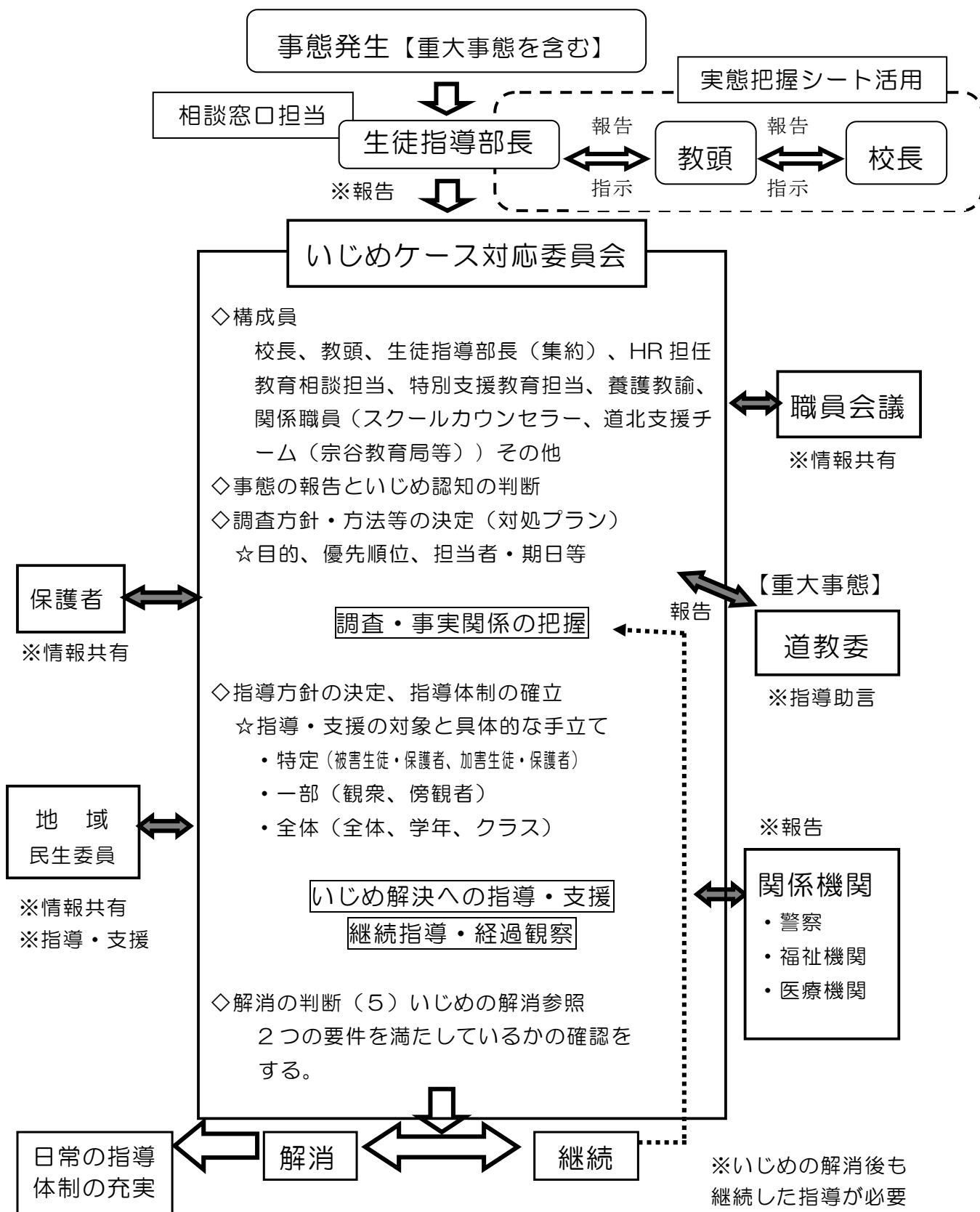
8. 年間計画

月	活動 指導	学校・委員会
4 月	生徒への基本方針説明（全学年）【社会性・規範意識】 生活安全教室【社会性・規範意識・人権】（防犯・交通安全・薬物乱用防止・ネットトラブル防止） 進路面談（3年生） ステップアッププログラム（SUP）【人間関係・自己有用感】	定例会 基本方針共通理解研修（職員会議）
5 月	健康相談月間 全島一斉クリーン作戦【社会性・規範意識】 QU いじめのアンケート（下旬） PTA 懇談会での保護者への基本方針説明	定例会
6 月	進路面談 個人面談週間 SUP【人間関係・自己有用感】	定例会 アンケート結果の確認
7 月	性に関する保健指導（人権に関わる教育）【人権】 夏季休業前の生活心得配布（相談機関等）	定例会 校内研修準備 中間反省会議
8 月	夏季休業明け生徒様子観察 校内研修（生徒理解・いじめの組織的対応） オープンスクールで保護者・生徒への基本方針説明	定例会
9 月		定例会
10 月	いじめのアンケート SUP【人間関係・自己有用感】	定例会
11 月	QU 健康相談週間	定例会 アンケート結果の確認
12 月	個人面談週間 冬季休業前の生活心得配布（相談機関等）	定例会
1 月	家庭学習期間の生活心得配布（相談機関等）	定例会 年度末反省会議
2 月		定例会 見直し・改定
3 月	学年末学年始め休業前の生活心得配布（相談機関等）	定例会 見直し・改定
毎月 又は 随時	教育相談便り 保健便り 各機関の啓発資料配布（一斉メール）と HR での予防指導 SC との面談 SC との生徒理解研修	

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙 3

1. いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立ち、机周りが散乱している ☐ 発言したり、ほめられたりすると冷やかしゃからかいがある ☐ 決められた座席と異なる席に着いている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然個人名が出される
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされることや、自分の席で食べないことがある ☐ 職員室・保健室・用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりしている ☐ 一人で清掃していたり、使いっ走りをさせられたりする ☐ 交友関係が変わった
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている 急に退部したいと言い出す

2. いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる ☐ それだけでは理解しにくい発言をし、周りの反応で楽しんでいる

別紙 4

1. 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
☐ 壁等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2. 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメールがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 自転車がよくパンクする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな額の金銭を欲しがる